

1 2日平均1日の運転時間

(改善基準告示第5条第1項第5号)

2日を平均した1日当たり(2日平均1日)の運転時間は、9時間以内です。

〈ポイント〉2日平均1日の運転時間の計算方法

- ・2日(始業時刻から起算して48時間のことをいう。)平均1日の運転時間の算定に当たっては、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日の平均を計算します。
- ・この特定日の運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、次の①②のいずれもが9時間を超えた場合に、初めて違反と判断されます。

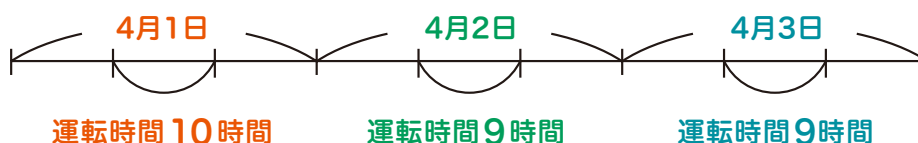
- ① 特定日の運転時間(A時間)と特定日の前日の運転時間(B時間)との平均
- ② 特定日の運転時間(A時間)と特定日の翌日の運転時間(C時間)との平均

特定日の前日(N-1日)	特定日(N日)	特定日の翌日(N+1日)
B時間	A時間	C時間

$$\frac{B時間 + A時間}{2} \quad \text{と} \quad \frac{A時間 + C時間}{2}$$

が、いずれも9時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反

(図)2日平均1日の運転時間の考え方(4月1日、4月2日、4月3日に運転した場合)



$$\frac{10時間(4月1日) + 9時間(4月2日)}{2} = 9.5時間 \quad \text{と} \quad \frac{9時間(4月2日) + 9時間(4月3日)}{2} = 9時間$$

前半は9時間を超えていますが、

後半は9時間を超えていないので、

改善基準告示違反にはなりません。

2 4週平均1週の運転時間

(改善基準告示第5条第1項第5号)

【原則】

4週間を平均した1週間当たり(4週平均1週)の運転時間は、40時間以内です。

【例外】

貸切バス等乗務者については、労使協定(P30参照)により、52週のうち16週までは、52週の総運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、4週平均1週の運転時間を44時間まで延長することができます。

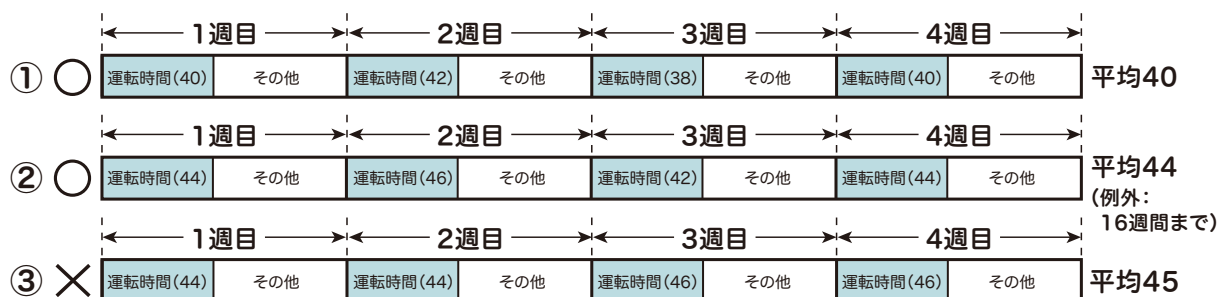
(労使協定で定める事項)

- ・協定の対象者 ・52週について各4週平均1週の運転時間(4週合計の運転時間)及び52週合計の運転時間
- ・協定の有効期間 ・協定変更の手続等

〈ポイント〉4週平均1週の運転時間の計算方法

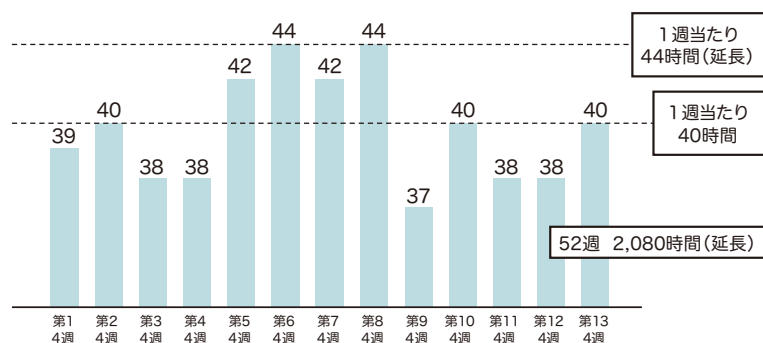
4週における総運転時間を計算する場合は、特定の日を起算日として4週ごとに区切り、その4週ごとに計算します。

(図) 4週平均1週の運転時間の考え方



- ・ ①について、4週平均1週の運転時間は $\frac{40時間+42時間+38時間+40時間}{4} = 40時間$ であり、基準を満たしています。
- ・ ②について、4週平均1週の運転時間は $\frac{44時間+46時間+42時間+44時間}{4} = 44時間$ であり、例外の場合の基準を満たしています。
ただし、52週の総運転時間は2,080時間以内としなければなりません。
- ・ ③について、4週平均1週の運転時間は、 $\frac{44時間+44時間+46時間+46時間}{4} = 45時間 > 44時間$ であり、改善基準告示違反になります。

(図) 【例外】4週平均1週の運転時間



- ・ 労使協定により運転時間を延長する場合であっても、第1から第13までの各4週平均1週の運転時間を全て上限値(40時間×36週かつ44時間×16週)とすると、52週の総運転時間が2,080時間を超えるため、改善基準告示違反になります。

【原則】

- ・ 連続運転時間は4時間以内です。
- ・ 運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、30分以上運転を中断して、休憩等を確保しなければなりません。
- ・ 運転の中断は、1回が連続10分以上とした上で分割することもできます。

※ 高速バス運転者及び貸切バス運転者が高速道路等(実車運行区間(旅客の乗車の有無にかかわらず、旅客の乗車が可能として設定した区間)に限る。)を運行する場合は、一の連続運転時間についての高速道路等における連続運転時間(夜間において長距離の運行を行う貸切バスについては、高速道路等以外の区間における運転時間を含む。)はおおむね2時間までとするよう努める必要があります。

【例外】

軽微な移動を行う必要が生じた場合、当該必要が生じたことに関する記録がある場合に限り、当該軽微な移動のために運転した時間を、一の連続運転時間当たり30分を上限として、連続運転時間から除くことができます。

※ 拘束時間や運転時間からは軽微な移動のために運転した時間を除くことはできません。



・ 「軽微な移動」とは？

消防車、救急車等の緊急通行車両の通行に伴い、又は他の車両の通行の妨げを回避するため、駐車又は停車した自動車を予定された位置から移動させることをいいます。



・ 「軽微な移動を行う必要が生じたことに関する記録」とは？

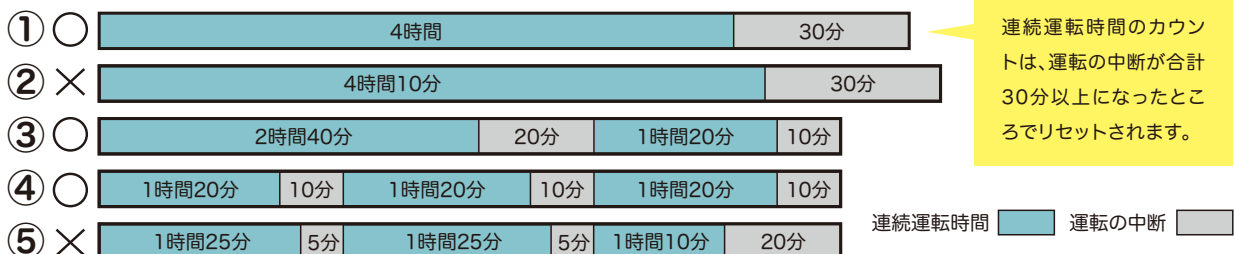
次の①～③等の軽微な移動の事実を、運転日報上の記録等により確認できる場合が該当します。

① 移動前後の場所 ② 移動が必要となった理由 ③ 移動に要したおおむねの時間数

〈ポイント〉連続運転時間の考え方

連続運転時間は4時間以内であり、例外が設けられたことをもって、連続運転時間が4時間30分に延長されたとは解してはなりません。このことを踏まえ余裕をもった運行計画を作成しましょう。

(図)連続運転時間と運転の中断

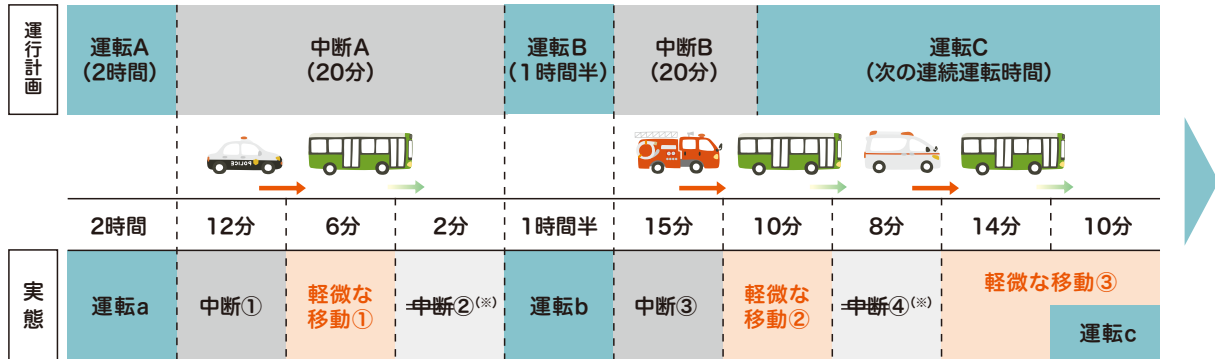


- ・ ①③④について、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回が連続10分以上、合計が30分以上運転を中断しているため、基準を満たしています。
- ・ ②について、運転直後に連続30分運転を中断をしているものの、連続運転時間が4時間を超えているため、改善基準告示違反になります。
- ・ ⑤について、1回が連続5分の運転の中断は、1回が連続10分以上の基準を満たさず、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に合計が30分以上運転を中断していないことになるため、改善基準告示違反になります。

〈ポイント〉軽微な移動の考え方

軽微な移動のために要した時間を連続運転時間から除くことができるのは、一の連続運転時間当たり30分が上限です。

(図) 軽微な移動を行う必要が生じた場合



※ 10分未満の場合は、連続運転時間規制における「運転の中断」にカウントされません。

● 上図の例では、

- 運行計画上は、運転A(2時間)→中断A(20分)→運転B(1時間半)→中断B(20分)→運転C(次の連続運転時間)であるところ、
- 実際には、軽微な移動①②③をせざるを得ず、中断も分割されたケースを想定しています。
- 軽微な移動①②については、連続運転時間から除かれます。
- 中断①③については中断時間(連続運転時間規制における中断時間)となりますが、中断②④については下限10分を下回っているため中断時間とはなりません。
- 軽微な移動①②③の時間を合計すると30分を超えますが、超えた部分(上図では運転cの10分)については連続運転時間に含めます。
- このケースでは、中断①③だけでは30分に満たないため、運転aから始まる連続運転時間が継続していることとなります。従って、運転cが30分継続する前又は経過直後に、10分以上の中断をする必要があります。

【軽微な移動に関する留意点】

- いったん駐車又は停車した状態から移動を開始する場合に限りです。
- 軽微な移動のために運転した時間1回当たりの下限時間はありません。
- 一の連続運転時間につき、軽微な移動のために運転した時間が合計30分を超えた場合は、超過分の時間(上図の運転c)は通常どおり連続運転時間として合算されます。
- 軽微な移動のために運転した時間は、連続運転時間からは除くことができますが、労働時間には該当し、拘束時間や運転時間からは除くことができません。
- 合計30分以上の運転の中断により一の連続運転時間が終了した場合は、軽微な移動も新たにカウントが開始されることとなります。